

○京都府立大学「食の文化学位プログラム(博士前期課程・博士後期課程)」(仮称)設置準備委員会規程

(令和3年京都府立大学規程第5号)

(設置)

第1条 京都府立大学に、「食の文化学位プログラム(博士前期課程・博士後期課程)」(仮称)開設までの間、京都府立大学「食の文化学位プログラム(博士前期課程・博士後期課程)」(仮称)設置準備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 3ポリシーの策定
- (2) カリキュラムに関する事項
- (3) その他学位プログラムに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の組織は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 京都和食文化研究センター長及び副センター長
- (2) 文学部長、公共政策学部長、生命環境科学研究科長
- (3) 文学部教員3名、公共政策学部教員、生命環境科学研究科各1名
- (4) 外部の有識者2名
- (5) その他学長が必要と認める者

2 第1項第3号及び第4号の委員は、京都和食文化研究センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第3号及び第4号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成3年4月14日から施行する。